

こうぎん News Release

平成27年4月24日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各 位

生命保険の新商品の取扱いについて

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、生命保険の新商品の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

新たに取扱いを開始するのは、住友生命保険相互会社を引受保険会社とする「ふるはーとL介護プラン・ふるはーとL」、ならびに三井住友海上プライマリー生命保険株式会社を引受保険会社とする「かがやき、つづく」の2商品です。

当行は、これからも商品ラインアップの拡充を図り、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 平成27年5月7日（木）

2. 取扱商品

商品名	ふるはーとL介護プラン・ふるはーとL （低解約返戻金介護型無配当介護終身保険・低解約返戻金型無配当終身保険）
引受保険会社	住友生命保険相互会社
主な特徴	① ライフプランにあわせて、保険料または保険金額、保険料払込期間、払込方法を設定いただけます。 ② 死亡・高度障害保障に加え、介護保障もご準備いただけます。 ③ 簡単な告知で幅広い世代の方にお申込いただけます。

商品名	かがやき、つづく （目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険）
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
主な特徴	① 特別勘定で積立金を運用し、その後定額保険に移行する終身保険です。 ② 目標値を設定することで運用成果を自動確保します。 ③ 告知がなく、幅広い世代の方にお申込いただけます。

なお、商品の詳細や留意点等につきましては下記URLでご確認ください。

「ふるはーとL介護プラン・ふるはーとL」（住友生命保険相互会社）

http://www.sumitomolife.co.jp/lineup/select/other/fi/fullheartl_d/

「かがやき、つづく」（三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）

http://www.ms-primary.com/products/kagayaki_tuduku/

3. 取扱店舗 全店

以上

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 営業推進部

担当：有田 TEL 088-871-1721

ふるはーとL介護プラン・ふるはーと（住友生命保険相互会社）

【この商品のご検討にあたってご確認ください事項】

- 本商品は被保険者が責任開始以後に発生した障害または病気により住友生命所定の高度障害状態になられた場合は高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。（高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金・介護保険金は重複してお支払いいたしません）
- 本商品は被保険者が責任開始以後に発生した障害または病気により住友生命所定の要介護状態になられ、その状態が継続して180日あると診断された場合は介護保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。（介護保険金をお支払いした場合、死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いいたしません）
*住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- 本商品は責任開始始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に住友生命所定の傷害状態となられたとき、以後の保険料の払込を免除します。
- この保険は保険料の払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- ご検討にあたっては、ふるはーとL介護プラン・ふるはーとLの「契約概要／注意喚起情報兼商品パンフレット」「契約のしおり・定款・約款」を必ずご覧ください。

かがやき、つづく（三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）

【この商品のご検討にあたってご確認ください事項】

■市場リスクについて

- 特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります、損失が生じるおそれがあります。

■預金などとの違いについて

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について

（この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。）

- ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の 5%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- ・ 保険関係費*として、積立金額に対して契約年齢が 15～60 歳の場合「年率 2.43%/365」、契約年齢が 61～70 歳の場合「年率 2.50%/365」、契約年齢が 71～80 歳の場合「年率 2.66%/365」を乗じた金額を毎日控除します。
- ・ 資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.18%程度(消費税抜)/365 を乗じた金額を毎日控除します。なお、資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
- ・ 保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

●一般勘定での運用期間中にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して 1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。年金額を算出する際の費用は、「遺族年金支払特約」の場合は年金基金設定時、「年金移行特約」の場合は特約付加日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。